

平成 28 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン  
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二  
(JASDAQ コード: 3842)  
問合せ先 取締役 執行役員 経営管理本部長 天田 貴之  
(TEL. 03-5793-3230)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更 並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日に開催予定の第 15 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更を決議いたしました。また、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役会における議決権を有する監査等委員の選任により、経営の健全性・透明性の向上を図り当社の監査・監督をより強化するとともに、当社取締役が取締役会の業務執行権限の一部を委任し、より機動的かつ迅速性のある企業運営を図ります。結果として監督機能と業務執行機能の分離によりコーポレート・ガバナンスが強化され、更なる企業価値向上を図るために監査等委員会設置会社へ移行するものです。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 15 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について (平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 15 回定時株主総会へ付議)

##### (1) 定款変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- ②資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第 41 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)を削除するものであります。またその他、条文の新設及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- ③当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の 6,000,000 株から 7,500,000 株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日(予定)

### 3. 役員人事について（平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 15 回定時株主総会へ付議）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

|         |           |
|---------|-----------|
| 代表取締役社長 | 大西 新二（再任） |
| 取締役     | 天田 貴之（再任） |
| 取締役（社外） | 曾我部 敦（新任） |

(2) 監査等委員である取締役候補者

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 取締役 監査等委員（常勤） | 渡辺 俊一（現 監査役・常勤） |
| 取締役 監査等委員（社外） | 三村 撰（現 監査役・社外）  |
| 取締役 監査等委員（社外） | 田中 達也（現 監査役・社外） |

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 取締役 補欠監査等委員（社外） | 佐藤 東樹（現 補欠監査役・社外） |
|-----------------|-------------------|

(4) 退任予定の取締役

|         |       |
|---------|-------|
| 取締役（社外） | 牧野 昌彦 |
|---------|-------|

※平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 15 回定時株主総会の終結の時をもって退任予定。

（ご参考）新任取締役候補者の略歴

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そがべあつし<br>曾我部 敦<br>(昭和35年11月14日生) | 昭和59年4月 株式会社大興電機製作所（現 サクサ株式会社）入社<br>平成16年4月 サクサ株式会社NTT営業本部NTT営業部長<br>平成19年4月 同社NTT事業部事業統括リーダー兼NTT営業部長<br>平成21年4月 同社NTT営業本部NTT営業部長兼事業戦略推進本部事業企画部NTTSBU長<br>平成22年6月 同社執行役員NTT営業本部長<br>平成25年4月 同社常務執行役員NTT営業本部長<br>平成26年6月 同社取締役NTT営業担当兼常務執行役員<br>平成27年4月 同社取締役NTT事業担当兼常務執行役員<br>平成28年4月 同社取締役NTT事業、SI事業担当兼常務執行役員（現任） |

※なお、曾我部敦氏を社外取締役候補者とした理由は、サクサ株式会社において当社の主要事業である通信事業分野における豊富な経験と知見があることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断したためであります。

以 上

【別紙】

定款一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                       | 第1章 総則                                                                                                                                                          |
| 第1条～第3条 (条文省略)<br>(機関)                                                                       | 第1条～第3条 (現行どおり)<br>(機関)                                                                                                                                         |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) 会計監査人                                                                            |
| 第5条 (条文省略)<br>(発行可能株式総数)                                                                     | 第5条 (現行どおり)<br>(発行可能株式総数)                                                                                                                                       |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000,000</u> 株とする。<br>(自己の株式の取得)                                       | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,500,000</u> 株とする。<br>(削 除)                                                                                                               |
| <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>                        |                                                                                                                                                                 |
| 第8条～第17条 (条文省略)<br>第4章 取締役および取締役会<br>(員数)                                                    | 第7条～第16条 (現行どおり)<br>第4章 取締役および取締役会<br>(員数)                                                                                                                      |
| 第18条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。<br>(新 設)                                                       | 第17条 当社の取締役は8名以内とする。<br><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>                                                                                               |
| (選任方法)                                                                                       | (選任方法)                                                                                                                                                          |
| 第19条 取締役は、株主総会において選任する。<br><br>2. ～3. (条文省略)                                                 | 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u><br><br>2. ～3. (現行どおり)                                                                    |
| (任期)                                                                                         | (任期)                                                                                                                                                            |
| 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>(新 設)                          | 第19条 取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> )の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> |
| (新 設)                                                                                        | <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                                                                       |
| (新 設)                                                                                        | <u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (代表取締役および役付取締役)                                                                                  | (代表取締役および役付取締役)                                                                                                                                |
| 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。                                                                  | 第20条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から代表取締役を選定する。                                                                               |
| 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                      | 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                                   |
| 3. (条文省略)                                                                                        | 3. (現行どおり)                                                                                                                                     |
| 第22条 (条文省略)                                                                                      | 第21条 (現行どおり)                                                                                                                                   |
| (取締役会の招集通知)                                                                                      | (取締役会の招集通知)                                                                                                                                    |
| 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                     | 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                                                          |
| 2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。                                               | 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。                                                                                                   |
| 第24条 (条文省略)                                                                                      | 第23条 (現行どおり)                                                                                                                                   |
| (新 設)                                                                                            | <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>                                                                                                                         |
|                                                                                                  | 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、 <u>取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>                                       |
| (取締役会の議事録)                                                                                       | (取締役会の議事録)                                                                                                                                     |
| 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 | 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。                                                     |
| 第26条 (条文省略)                                                                                      | 第26条 (現行どおり)                                                                                                                                   |
| (報酬等)                                                                                            | (報酬等)                                                                                                                                          |
| 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。                                       | 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u> |
| 第28条～第29条 (条文省略)                                                                                 | 第28条～第29条 (現行どおり)                                                                                                                              |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                    | (削 除)                                                                                                                                          |
| <u>(員数)</u>                                                                                      | (削 除)                                                                                                                                          |
| 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。                                                                            | (削 除)                                                                                                                                          |
| <u>(選任方法)</u>                                                                                    | (削 除)                                                                                                                                          |
| 第31条 監査役は、株主総会において選任する。<br>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。   |                                                                                                                                                |
| <u>(任期)</u>                                                                                      | (削 除)                                                                                                                                          |
| 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                       |                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                  | 変 更 案                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                 |                                                                                  |
| <p>(常勤監査役)</p>                                                                                                           | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                             |                                                                                  |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                                                                                                       | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                      |                                                                                  |
| <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                              |                                                                                  |
| <p>(監査役会の決議方法)</p>                                                                                                       | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                              |                                                                                  |
| <p>(監査役会の議事録)</p>                                                                                                        | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                 |                                                                                  |
| <p>(監査役会規則)</p>                                                                                                          | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                         |                                                                                  |
| <p>(報酬等)</p>                                                                                                             | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                |                                                                                  |
| <p>(監査役の責任免除)</p>                                                                                                        | (削 除)                                                                            |
| <p><u>第39条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> |                                                                                  |
| <p><u>2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>                |                                                                                  |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | (監査等委員会の権限)                                                                      |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | <u>第30条 監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u>                |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | (監査等委員会の招集通知)                                                                    |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                         |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | (常勤監査等委員)                                                                        |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                             | <u>第32条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                         |

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                       | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                                                       |
| (新 設)                                                                                                       | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。                        |
| (新 設)                                                                                                       | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                                                                |
| 第6章 会計監査人<br>第40条～第41条 (条文省略)<br>(報酬等)<br>第42条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。 | 第6章 会計監査人<br>第36条～第37条 (現行どおり)<br>(報酬等)<br>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                            |
| (会計監査人の責任免除)<br>第43条 (条文省略)<br>第7章 計算                                                                       | (会計監査人の責任免除)<br>第39条 (現行どおり)<br>第7章 計算                                                                                                       |
| 第44条 (条文省略)<br>(新 設)                                                                                        | 第40条 (現行どおり)<br><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br>第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。                    |
| (新 設)                                                                                                       | <u>(剰余金の配当の基準日)</u><br>第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。<br>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。                   |
| <u>(剰余金の配当の基準日)</u><br>第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。                                                       | (削 除)                                                                                                                                        |
| <u>(中間配当)</u><br>第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。                                         | (削 除)                                                                                                                                        |
| (配当金の排斥期間)<br>第47条 (条文省略)                                                                                   | (配当金の除外期間)<br>第43条 (現行どおり)                                                                                                                   |
| (新 設)                                                                                                       | <u>附 則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br>当会社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

以 上